四條畷市 【地区災害時活動拠点補助金について】

- 1 事業の位置付け:市の防災対策推進事業(地区防災力の向上施策)のひとつ
- 2 適用期間:平成33年3月31日まで(平成32年度末まで)
- 3 制限金額

防災拠点(自治会館)の改修:最大3000万円 最小750万円 備蓄品等整備補助:最大100万円+350円×世帯数

- 4 申請要件
- (1) 地区防災マップを作成
- (2) 自主防災会を設立
- (3) 自治会施設を活動拠点として指定している(地区防災マップに図示していること)
- 5 実績件数:5自治会
- 6 改修等備品の写真

